

# 未来のあなたへ 贈り物

# 国民年金

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが義務づけられています。

## 第1号被保険者 となる人

20歳以上60歳未満の自営業、農林漁業者、学生、第2号被保険者の配偶者で収入があるため扶養になっていない人



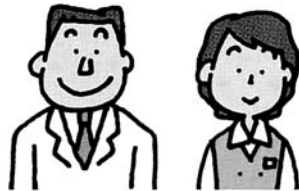
健康推進課年金担当窓口で加入手続きを行います。

国民年金保険料は自分で納めます。

● 定額保険料(平成21年度)  
1ヵ月 14,660円

## 第2号被保険者 となる人

厚生年金の被保険者・共済組合の組合員本人

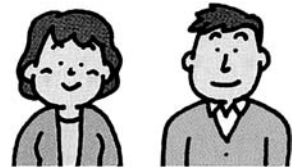


勤務先が加入手続きをします。

厚生年金・共済組合の保険料を納めます。  
国民年金保険料もこの中に含まれます。

## 第3号被保険者 となる人

厚生年金や共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)



配偶者の勤務先が加入手続きを行います。

配偶者の加入している厚生年金・共済組合が制度全体として負担するしくみになっています。

## 年金手帳を大切に

国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳(基礎年金番号)が交付されます。

「年金手帳」は、年金に関する手続きの時や、就職した時に必ず提出を求められます。また、国民年金と厚生年金保険共通の手帳となっていて、一冊の手帳で2つの年金制度の加入や脱退の記録がわかるようになっていますので、加入期間の空白ができるのを防止します。大切に保管してください。



## 国民年金の 3つの柱

- ① 年をとったら(65歳になったら)…………… 老齢基礎年金
- ② 病気や事故などで障がい者になったら…………… 障害基礎年金
- ③ 夫が亡くなったとき子のいる妻、または子に…………… 遺族基礎年金